

本山第三小学校区
防災福祉コミュニティ
地域おたすけガイド

(地区防災計画書)

2023年10月改訂

目次

【本編】

- 地域おたすけガイドとは 1 ページ
- 防災福祉コミュニティの運営について 2 ページ
- 資機材庫や避難場所等の一覧 2 ページ
- 災害時の組織 3 ページ
- 風水害（災害発生前）の対応 4 ページ
- 風水害（災害発生後）の対応 5 ページ
- 地震（発生後）の対応 7 ページ
- 災害時共通の注意事項 10 ページ

【活動内容ごとの情報シート】

- 情報収集／伝達の方法 12 ページ
- 安否確認の方法 13 ページ
- 救出／救護活動の方法 14 ページ
- 消火活動の方法 15 ページ
- 災害時避難困難者の避難支援 16 ページ

地域おたすけガイドとは

- 1 地域おたすけガイドは、地域の皆さんが災害時に活動する際に活用するものです。災害時は、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分たちのできる範囲で活動を行うことが大切です。
- 2 災害時に皆さんの活動をより効果的にするために、これまでに、各地域で取り組んでこられた優良事例を参考に、この地域おたすけガイドを作成しました。
- 3 しかし、この地域おたすけガイドに記載している内容は、完全ではありません。
- 4 地域に適したガイドにするために、繰り返し訓練を行い、その都度内容を検証して、どんどん見直していきましょう。



防災福祉コミュニティの運営について

防コミ運営本部設置基準

- 震度6弱以上もしくは兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報が発表された場合、地震による災害が発生し、又は災害が拡大する恐れがある場合。
- 特別警報の発表後、気象条件が改善し全ての警報が解除された時点。

活動方針

阪神淡路大震災の教訓で、近隣の方々に助けあうことはとても重要です。しかしながら、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分達の出来る範囲で防災活動を行いましょう!!

資機材庫や避難場所等の一覧

防コミ運営本部 設置場所	本山第三小学校			
防災資機材庫 配置場所	森稻荷神社	中野北公園	森公園	
一時避難場所	森会館		中町会館	
	本山東地域福祉センター			
避難所	本山第三小学校	甲南女子中高校	神戸薬科大学	甲南女子大学 (追加)
	※上記以外の自宅から最寄りの避難所も可			
耐震性防火水槽	森公園	本山中町 1丁目広場	甲南山手駅 駅前広場	
地域内の危険箇所	山間部一帯（詳細は東灘区の土砂災害・水害ハザードマップ参照）			
災害時の給水場所	本山南小学校の南西角（本山南給水拠点。貯水機能のある給水拠点） 本山第三小学校校庭（災害時臨時給水所、通称「ふっQすいせん」）			
災害時市民開放井戸	本山中町1丁目3-21（本山第三小から北に30m）			
	本山北町6丁目2-20（本山第一小から北へ80m保久良神社付近）			
	本山北町2丁目9-11（もりしばたレディースクリニック北隣）			
	森南町1丁目15-4（森温泉）			
	甲南町4丁目5-13（灘中第二グラウンド東側）			
	甲南町4丁目8-2（田中4交差点100m南の十字路から東へ20m）			
※上記は平常時からの公表に同意いただいた井戸のみのリストです。 災害が発生すれば、より多くの井戸が開放される予定です。				

災害時の組織

避難所の組織（本山第三小学校）

- ・防災福祉コミュニティ（森地区 中野地区）
- ・本山第三小学校PTA
- ・本山東婦人会
- ・森財産区・他（森若宮会）
- ・中野財産区・他（中野わかば会）
- ・青少協本三支部
- ・各自治会等の組織
- ・保育園等施設
- ・老人保健施設
- ・本山東部民児協（※1）

↑
情報共有
↓

行政の組織

- ・東灘区役所（※2）
- ・危機管理室
- ・東灘消防署
- ・東灘消防団（本山東）

※1 区役所から一人暮らしの安否確認があります。

※2 区役所と避難所は相互に連絡・調整を行います。

風水害（災害発生前）の対応

□は、その行動が完了したら✓をつける。

- 1 組織内の連絡体制の確保
 - 情報伝達の手段や順番（誰が誰にどのように伝えるのか）をあらかじめ整理しておく。
- 2 情報収集・伝達
 - 情報収集を行い、洪水や土砂災害の危険性が予測される場合は、災害時避難困難者に早期の自主避難を呼びかける。また、各ブロック活動班による災害時避難困難者の避難誘導が実施できるよう体制を整える（人員確保等）。
- 3 災害時避難困難者の避難誘導
 - 洪水や土砂災害の危険性が予測される場合で、災害時避難困難者が自ら避難できない場合は、各ブロックの活動班により避難誘導を実施する。
- 4 資機材等の確保
 - 災害発生時に備えて、防災資機材の確保や非常食等の確保をする。

【参考：自治体が発表する避難情報（警戒レベル）】

警戒レベル		意味
5	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保	すでに災害が発生したか切迫していて命が危険な状況。屋外への避難はできず屋内でできる限りの行動を取る。
—— 警戒レベル4までに必ず避難行動を終える ——		
4	ひなんしじ 避難指示	災害が発生する可能性が高いため、発令された地区の全員が避難行動を取る必要がある。
3	こうれいしゃとうひなん 高齢者等避難	災害が発生する可能性があるため、発令された地区で避難に時間がかかる人は避難行動を開始する。

風水害（災害発生後）の対応

□は、その行動が完了したら✓をつける。

1 防コミ運営本部による指揮

- 防コミ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報作戦班、資源管理班等の班編成を行う。
- 本部に地域の地図や、防災マップ等を配置する。また、メンバーで情報を共有するため、ホワイトボードや模造紙を準備する。
- 情報作戦班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、各ブロックに活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す。
- 活動班の人員が不足しているブロックがあれば、本部または他のブロックの人員を派遣する。

2 ブロック毎の災害対応

- 防災活動が可能な市民は、最寄りの「防災資機材庫」や「耐震性防火水槽」に集まり、防災活動に備える。
- ブロック長（単位自治会長等）は、集まってきた市民で班編成を行い、救出や救護など、対応すべき災害に応じた活動を指示する。

3 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 防災行政無線等により収集した気象情報等は、有線電話、携帯電話等により、ブロック長に伝達する。
- 有線電話、携帯電話等により、ブロック長から各地区内の被害状況や、住民の安否等の状況調査を行う。

4 安否確認

- 民生・児童委員等と協力し安否確認を行う。
* ドア等に安否確認済みの目印をつけ、さらに安否不明者宅には連絡票を張るなどの区別も効果的です。

5 救出・救護

- 二次災害のおそれが無い状況であれば、ブロック単位で防災資機材を使用し、被災者を救出する。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

6 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

7 避難所のたちあげ

- 学校関係者や区役所職員と協力して避難所をたちあげる。
- 避難者名簿を作成する。

地震（発生後）の対応

□は、その行動が完了したら✓をつける。

個人の行動

地震発生直後の安全の確保

- 火を使用している場合は、可能な限り火を止める。
- 地震の揺れを感じたら、まず、丈夫なテーブルの下に隠れるなど、身の安全を確保する。
- 家族の安全を確認する。
- 火災が発生すれば、消火器等で初期消火を行う。
- ラジオなどで情報の確認。
- ガス元栓の閉鎖及び電気のブレーカーを切る。

防災福祉コミュニティとしての活動

1 防コミ運営本部の立ち上げ

- 防コミ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報作戦班、資源管理班等の班編成を行う。
- 本部に地域の地図、防災マップ等を配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。
- 情報作戦班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、各ブロックに活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す。
- 活動班の人員が不足しているブロックがあれば、本部または他のブロックの人員を派遣する。

2 ブロック毎の災害対応

- 防災活動が可能な市民は、最寄りの「防災資機材庫」や「耐震性防火水槽」に集まり、防災活動に備える。
- ブロック長（単位自治会長等）は、集まってきた市民で班編成を行い、消火や救助など、対応すべき災害に応じた活動を指示する。

3 情報収集・伝達

- ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う。
- 防災行政無線等により収集した地震情報等は、伝令等により、ブロック長に伝達する。
- 伝令等により、ブロック長から各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。
 - *地震時は有線電話、携帯電話は使用できないと考えた方がよいです。

4 安否確認

- 民生・児童委員等と協力し安否確認を行う。
 - *ドア等に安否確認済みの目印をつけ、さらに安否不明者宅には連絡票を張るなどの区別も効果的です。

5 消火活動

- ブロック単位で耐震性防火水槽の小型動力ポンプやあらゆる消火器具等を活用し初期消火を行う。
- 出火場所を確認する。
- 消火活動人員の割り振りをする。
 - *火災の規模によっては消火器やバケツリレーでの消火も重要です。

6 救出・救護活動

- 二次災害に注意しながら、ブロック単位で防災資機材を使用し、負傷者を救出する。
 - *救出にはジャッキやパール、のこぎりなどが有効です。
- 救出活動人員の割り振りをする。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

7 災害時避難困難者の避難支援

- 自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要のある災害時の避難困難者の避難支援を行う。
- 支援者の割り振りをする。

8 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

9 避難所のたちあげ

- 学校関係者や区役所職員と協力して避難所をたちあげる。
- 避難者名簿を作成する。

災害時共通の注意事項

は、その行動が完了したら✓をつける。

【災害発生から数時間後～3日（72時間）ぐらいまで】

1 役割分担の見直し

- 防災福祉コミュニティの役員の集結状況や災害の状況に応じて役割を見直す。

2 避難所の運営

- 学校関係者、区役所職員や災害ボランティアと協力して避難所の運営にあたる。
- 女性や子育て家庭への配慮。
- 同行避難してきたペットへの配慮。
- 災害時要援護者への配慮（要援護者ご本人やご家族の意向を踏まえ、避難所内に一般の方と分けした要援護者のための福祉避難室を設けるなどの対応：保健室の利用など）。

※特に、知的や精神、発達障がい者のうち、集団生活に対応することが困難な方、透析患者やオストメイト（人工肛門など）などの内部障がい者について、特別な配慮が必要であることを、他の避難者に理解していただくことが大切。

- 福祉避難所（次頁参照）を必要とする方について、避難所を巡回する市の保健師へつなぐ。

3 生活情報の収集

- 生活情報の収集及び住民への周知。

4 防火・防犯パトロール

- パトロール班を結成し、交代で地域内のパトロールを行う。

「福祉避難所」について

神戸市では、避難所での生活において、何らかの特別な配慮を要する方のための二次的避難所として、地域福祉センターや特別養護老人ホームなど、357箇所を「福祉避難所」に指定しています（平成29年3月末時点）。

福祉避難所の対象者は、市の保健師が避難所で行う健康調査等をもとに、ご本人やご家族の意向や状況を踏まえ、市が決定します。

要援護者から福祉避難所への直接避難の相談があった場合は、区災害対策本部へ連絡いただくよう、対応をお願いします。

※福祉避難所の開設は、対象者の人数や施設の状況、対応可能な人員や物資の確保の状況等を踏まえて、市が判断します。災害時に常に開設される訳ではありませんので、要援護者の方を含め、まずは一般避難所へ避難していただくことになります。



情報収集・伝達

- 1 ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う
- 2 地域内の災害情報を把握する

情報収集・伝達手順

1 情報収集

収集した情報はホワイトボード等に時系列で記載する。

(1) ラジオ等での情報収集

通信手段が確保されている場合は、ラジオ、テレビ、防災行政無線のほか、電話等も活用する。

(2) 行政からの情報収集

各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する。また、定期的に区役所等に出向くなどして、公開されている情報を収集する。

(3) 各ブロックからの情報収集

2 情報伝達

情報を伝える手段として、ハンドマイク、広報掲示板、回覧板も効果的に活用する。

安否確認

- 1 安否確認情報の収集
- 2 安否不明者の確認
民生・児童委員等と協力し安否確認を行う

訪問先での確認手順

- 1 外観の確認
建物に甚大な被害がないかを確認してください。
- 2 声かけ・呼びかけ確認
門の外側で大きな声で呼びかけ、安否を確認する。
- 3 ドアをノックする
応答がないときは、呼びかけと一緒にドアをノックしてみてください。
- 4 庭、勝手口等の確認
状況が把握できないときは、庭、勝手口などの確認をしてください。
- 5 確認シール貼付
確認した状況に応じて、玄関ドアにシールを貼付してください。



必ず右上部付近に貼付

・シールの色分け

- 救助・支援の必要あり ● 安否の確認できず ● 確認済み・支援の必要なし

救出・救護活動

- 1 ブロック、自治会単位で防災資機材（ジャッキ、のこぎり、バール等）を活用し、協力して救出活動を行う
- 2 救護（応急手当）を実施する

救出・救護手順

1 被害の実態把握

- (1) 倒壊建物に取り残されている人が、どのような状態か（けがの程度も含めて）を確認する。
- (2) 建物の倒壊状況および内部に進入するスペースがあるかを確認する。
- (3) 二次災害が発生する危険要因がないかを確認する。

2 二次災害の防止

- (1) 木片、トタン、ガラス等の軽量物を除去する。
- (2) 柱、梁等の大きな物の周辺物を除去するときは、これらの大きな物がずれたり倒壊しないようにロープ等で支持、固定をする。
- (3) 火災の発生に備え、消火器や水バケツを用意する。ガスの元栓や電気のブレーカーは早期に閉止や遮断を行う。

3 要救助者の救出

- (1) 要救助者の近くまで掘り進んだ後は資機材を使わずに手作業にする。
- (2) 要救助者を無理に引き出そうとしない。

4 応急手当

出血しているときは清潔なガーゼ等で傷口を圧迫止血する。

消 火 活 動

- 1 ブロック、自治会単位で耐震性防火水槽の小型動力ポンプ等を活用し初期消火を行う
- 2 出火場所を確認し、消火活動人員を割り振る

消火活動手順

1 消火用水の選定

- (1) 火元に近い消火用水を選定し、強風時には風上側の消火用水を使うなど風向きに注意する。
- (2) 河川使用時はストレーナーを水の流れに向けて投入し、浮かび上がらないようにする。
- (3) ポンプから水面までの高低差はC級で7m以内、D級で4m以内を目安とする。

2 ホースの延長要領

- (1) 道路、建物の曲がり角では大きく曲げて、折れやねじれ、引きずりを避ける。
- (2) ホースの結合は漏水しないように確実にを行う。

3 送水の時期

- (1) ホースの延長状況や筒先担当の「放水始め」の合図があってから送水する。
- (2) 放口コックを開けるときは筒先の反動力を考え徐々に行う。

災害時避難困難者の避難支援

- 1 自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する
- 2 必要のある災害時避難困難者の避難支援を行う

避難支援のポイント

- 1 **一人暮らし高齢者**
迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握が必要。
- 2 **寝たきりの要介護高齢者**
避難時は車いす、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要ながある。
- 3 **認知症の人**
安否確認、状況把握、避難誘導の援助が必要。
- 4 **視覚障がい者**
音声による情報伝達や状況説明が必要。避難誘導等の援助が必要。
- 5 **聴覚障がい者**
補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要。
- 6 **言語障がい者**
手話、筆談等によって状況を把握することが必要。
- 7 **在宅人工呼吸器使用者**
避難所での電源確保が必要。